

# 北海道立図書館資料収集方針

昭和54年6月5日 館長決定

平成18年4月1日 改正

平成28年3月31日 改正

## 1 目的

この方針は、道立図書館の「図書館のセンター」、「参考図書館」、「生涯学習の拠点」としての役割を果たすために必要な図書館資料の収集に関する基本的事項を定める。

## 2 基本方針

- (1) 生涯学習の中核的施設として、道民の幅広い要求に応えるため、調査・研究に役立つ資料を基本に、日常生活に密着した資料から各分野のやや専門的な資料にいたるまで、広範囲に収集する。
- (2) 市町村立図書館等を支援する図書館としての機能を十分果たしうる資料を収集する。
- (3) 北海道の歴史・文化を引継ぎ、新しい文化の創造、産業の発展に資する資料の収集に努める。
- (4) 資料の収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」（1979年5月30日社団法人日本図書館協会総会決議）を踏まえ、次の点に留意する。
  - ア 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - イ 公平な立場で、著者の思想的、宗教的、党派的立場に捕らわれることなく収集する。

## 3 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。各資料の選定基準は、資料の種類ごとに別に定める。

### (1) 一般資料

- ア 図書資料
- イ 逐次刊行物
- ウ 視聴覚資料
- エ 高齢者及び障がい者サービス資料
- オ 貸出文庫資料

### (2) 北方資料

- ア 図書資料
- イ 逐次刊行物
- ウ 視聴覚資料
- エ 書写資料
- オ 小冊子類
- カ 静止画資料
- キ 地図資料
- ク 行政資料
- ケ 特別コレクション

### (3) 支援活動用資料

#### 4 リクエスト資料

市町村立図書館等及び道民からのリクエスト資料については、予算の効果的執行に充分配慮し、各資料の選定基準に基づき収集するものとする。

#### 5 資料収集の方法

購入、寄贈、配布、寄託、交換等の手段を十分活用し、迅速かつ的確な方法で収集する。

#### 6 収集部数

資料（支援活動用資料を除く。）の収集部数は原則として1部とするが、次の資料は複本を考慮する。

(1) 北方資料

(2) 一般資料のうちの図書館学関係資料

(3) 利用上複本が望ましいもの

#### 7 資料の保存

(1) 一般資料及び北方資料は原則として永久保存とする。ただし、原本の保存が困難な場合は、必要に応じて複写資料の作成や電子化など資料媒体の変換を行い、恒久的な資料の利用に努める。

(2) 除籍・廃棄について必要な事項は、別に定める。

#### 8 資料センターとしての役割

道内における資料センターとしての役割を担うため、市町村立図書館等の求めに応じて、それらの館で収集した資料の一部を譲り受け、保存し、利用に供する。

#### 9 資料収集の組織

(1) 本方針及び各資料の選定基準に基づく資料の選択を行うため、北海道立図書館資料選択委員会を設置する。

(2) 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 10 改正

本方針及び各資料の選定基準は、利用者のニーズの変化、出版物の多様化、情報通信技術の発展等に即して適正な資料の収集を図るため、必要に応じて改正する。

#### 11 資料収集計画

道立図書館としての蔵書構成の整備を図るため、資料収集計画を策定し、資料収集状況の点検・評価を行い、その達成に努める。